

保養施設利用助成金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、一般社団法人千葉県トラック協会（以下「千ト協」という。）の関係者及び千ト協の会員事業者（以下「事業者」という。）の従業員及びその家族が指定保養施設に宿泊した場合、宿泊費用の一部を助成することとし、健康の保持増進を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 本要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

1. 「指定保養施設」とは、千ト協が保養施設利用契約（以下「契約」という。）を締結した宿泊施設をいう。
2. 「千ト協の関係者」とは、千ト協の役員及び職員、支部の従業員をいう。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、千ト協の関係者及び会費の未納のない事業者とする。

(助成対象)

第4条 助成対象は、平成28年4月1日から平成29年3月末日までに、指定保養施設で宿泊した、事業者に勤務する従業員及びその家族とする。

(指定保養施設)

第5条 指定保養施設は、別表に定める宿泊施設とする。

2. 別表に定めた指定保養施設を追加する場合は、条件等を確認した後、契約を締結し、別途指定保養施設とすることができる。

(助成金額及び助成上限人数)

第6条 助成金額は、以下のとおりとし、助成人数は一事業者当り、被牽引車を除く会費請求台数分の人数とする。但し、上限を100名とし、一人年度内1回の申請までとする。

- 1) 一人当り一泊、大人 2,000円
- 2) " 子供 1,000円（4歳以上小学生まで）

(宿泊の申込み及び支払い)

第7条 助成金の交付を受けようとする事業者は、「保養施設利用申込書・利用券」(以下「利用券」という。)を所属支部に提出し、所属支部印を押印した利用券を指定保養施設に提出し、精算時に助成金額を差し引いた額を支払うこととする。

但し、原則として当該年度の予算を超えた場合は、その時点で終了とする。

2. 前項の申請には、千ト協の定める必要書類を添付するものとする。

(利用の取消し又は変更)

第8条 利用券に所属支部の押印を受けた事業者で、指定保養施設の利用を取消し、又は変更するときは、速やかに指定保養施設に連絡するとともに、千ト協に利用券を返還、又は利用券の訂正を受けなければならない。

(助成金の返還)

第9条 千ト協は、虚偽その他不正な手段により助成金の支給を受けた事業者があるときは、事業者に対し期限を定めて当該支給を受けた助成金の全部又は一部を返還を求めることができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第10条 利用券に押印を受けた事業者は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関して必要がある場合には、別に定めるものとする。

(附 則) 本要綱は、平成20年 4月 1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成21年 4月 1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成22年 4月 1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成23年 4月 1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成24年 4月 1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成25年 4月 1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成26年 4月 1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成27年 4月 1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成28年 4月 1日より実施する。